

第1章 廃棄物処理に関わる本区の状況

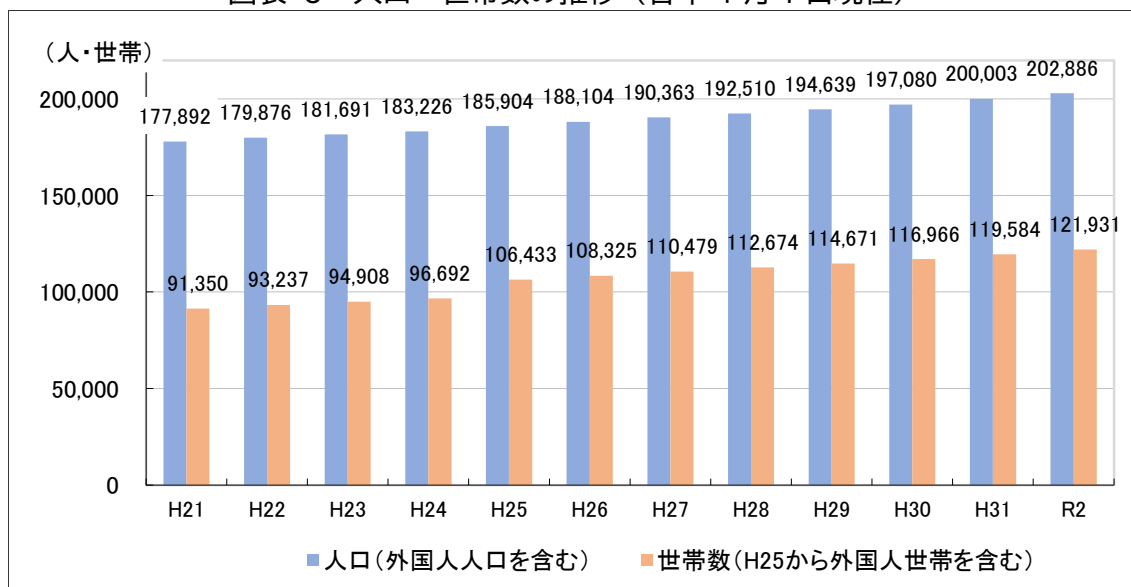
1. 本区の現状

(1) 人口

①人口及び世帯数

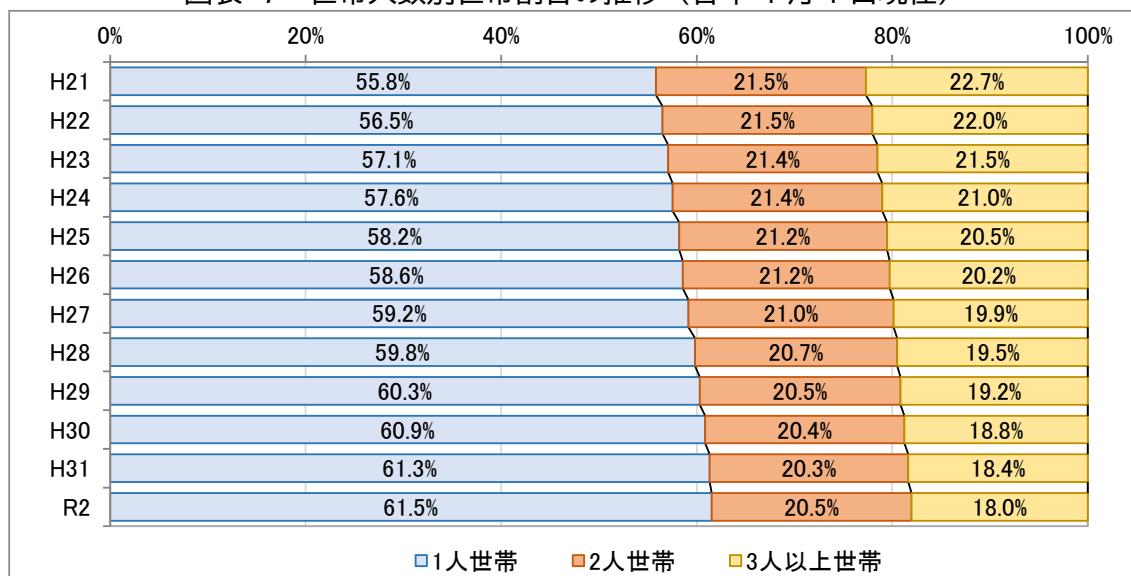
この10年、本区の人口は増加傾向にあり、平成31（2019）年には20万人を超えました。また、世帯構成は単身世帯の割合が増加しており、既に全世帯の6割以上が単身世帯となっています。

図表6 人口・世帯数の推移（各年4月1日現在）



出典：住民基本台帳

図表7 世帯人数別世帯割合の推移（各年4月1日現在）



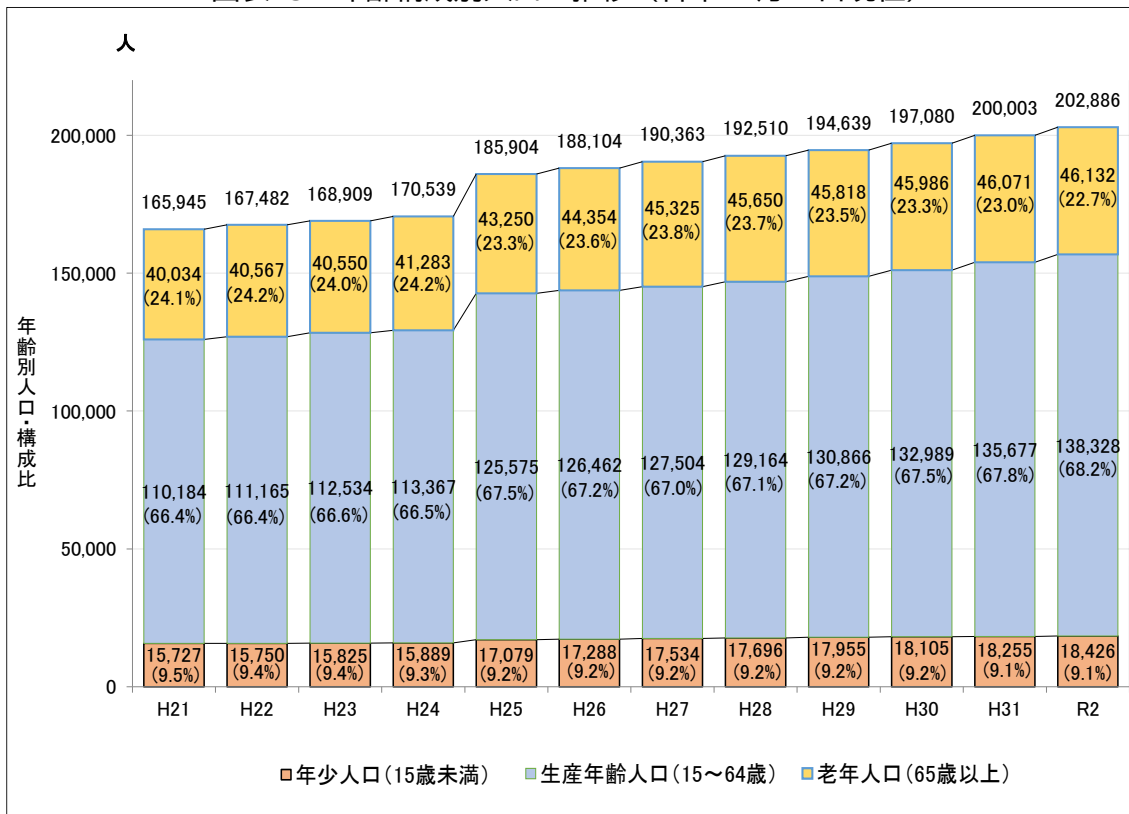
出典：台東区行政資料集

②年齢構成と外国人の人口

年齢構成別に人口を見ると、年少人口及び老年人口は微増で、構成比率は微減傾向にあります。生産年齢人口は増加傾向で、構成比率も増加傾向にあります。

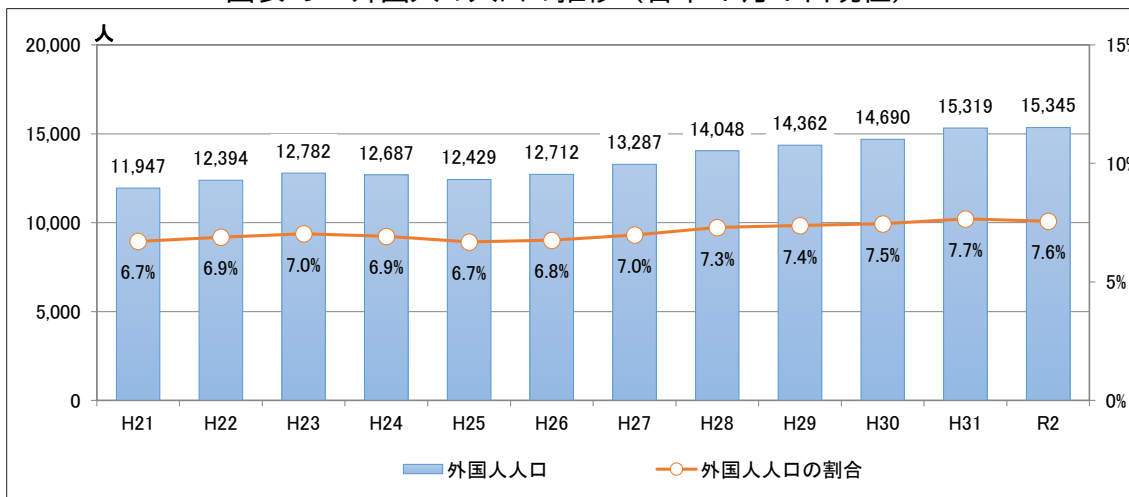
また、外国人の人口も増加傾向にあり、令和2（2020）年4月1日時点で全人口の7.6%にあたる15,345人となっています。

図表 8 年齢構成別人口の推移（各年4月1日現在）



出典：台東区行政資料集 ※平成25（2013）年以降は外国人も含む。

図表 9 外国人の人口の推移（各年4月1日現在）



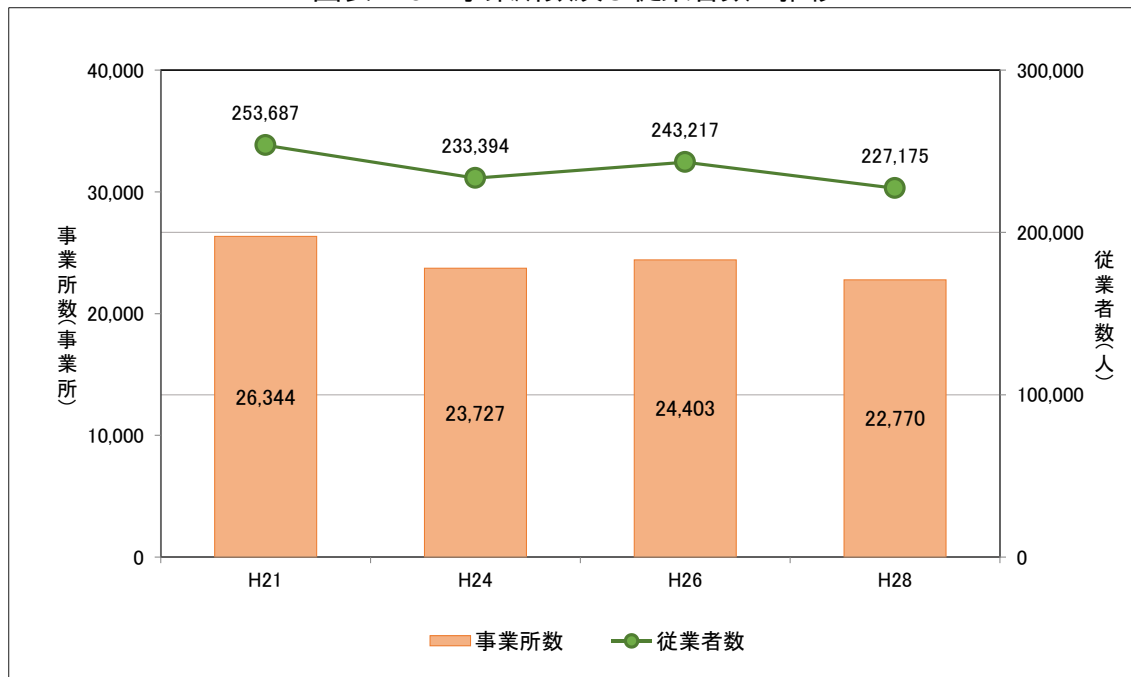
出典：住民基本台帳

(2) 事業所数

①事業所数及び従業者数

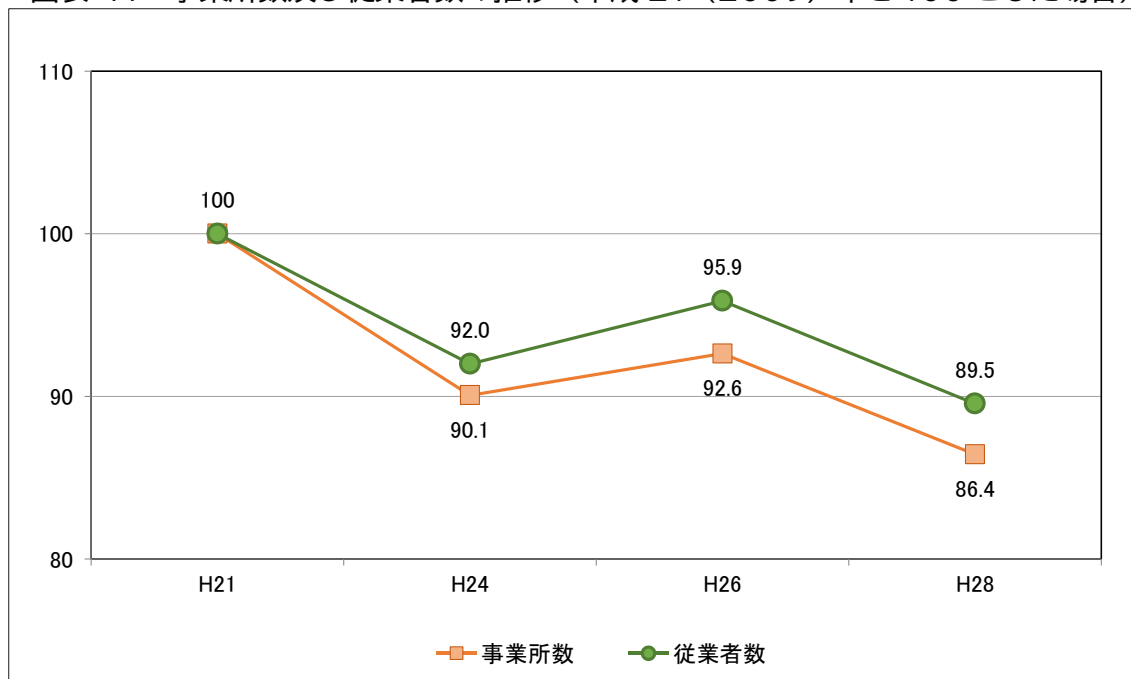
本区の事業所数及び従業者数は、やや減少傾向が見られ、平成 28 (2016) 年の民営事業所数は 22,770 事業所、従業者数は 227,175 人となっています。

図表 10 事業所数及び従業者数の推移



出典：経済センサス（民営事業所のみ）

図表 11 事業所数及び従業者数の推移（平成 21 (2009) 年を 100 とした場合）

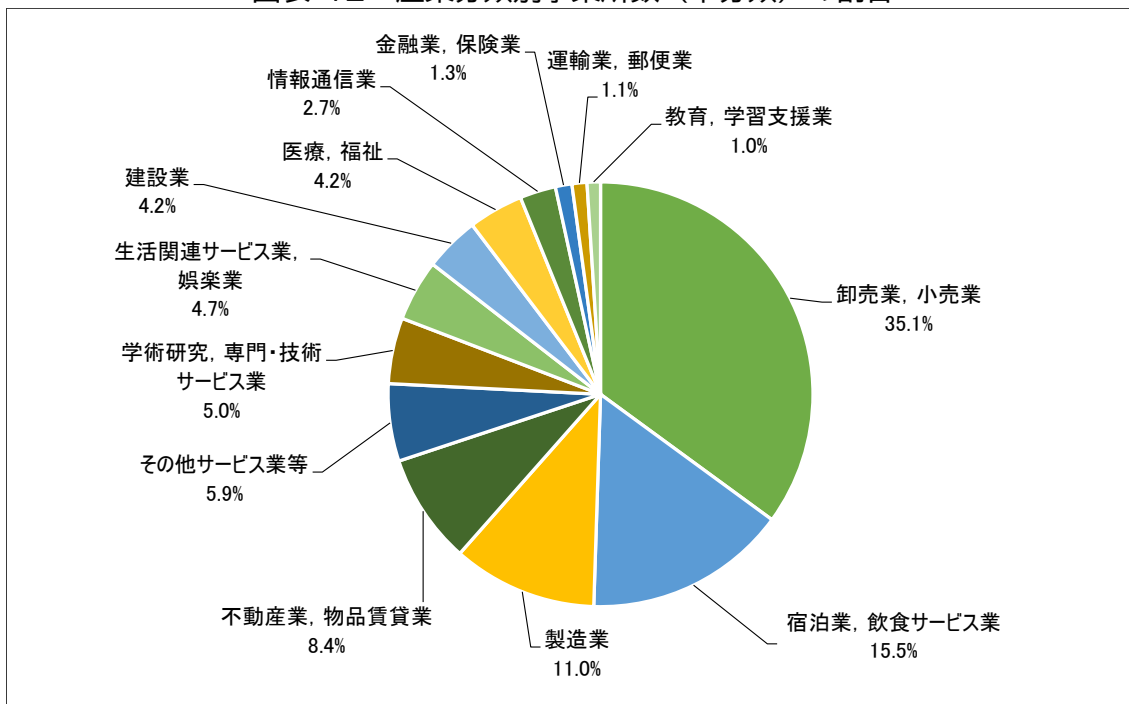


出典：経済センサス（民営事業所のみ）

②産業分類別及び従業者規模別事業所数の割合

業種では「卸売業、小売業」が35.1%、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が15.5%を占めています。

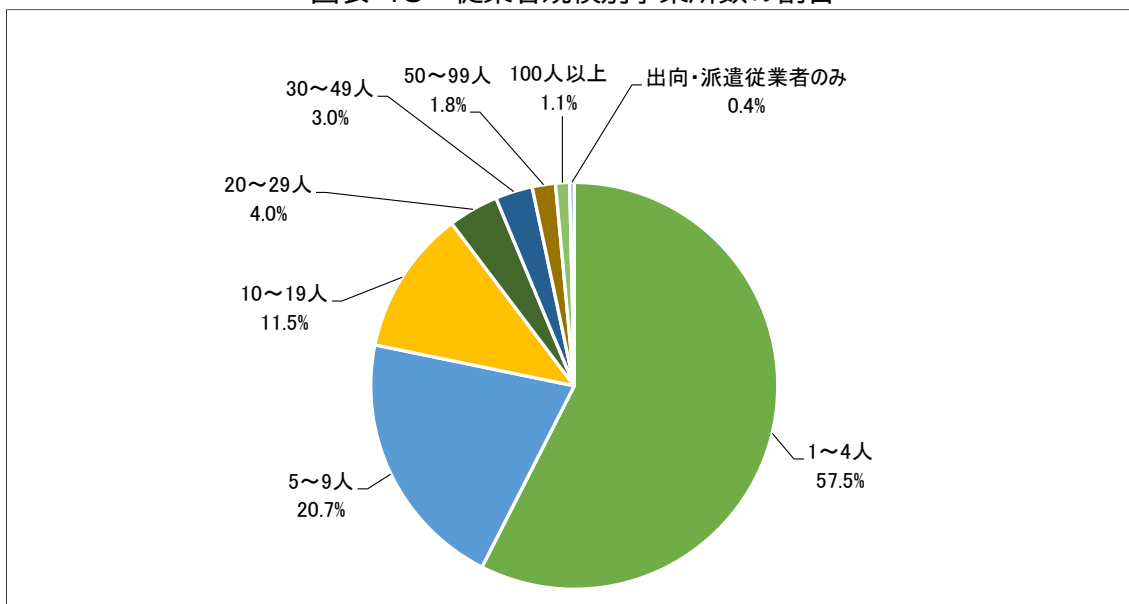
図表 12 産業分類別事業所数（中分類）の割合



出典：平成 28 年経済センサス活動調査

従業者数の規模では、1～4 人規模の小規模な事業所が57.5%を占めており、約9割が20人未満の規模となっています。

図表 13 従業者規模別事業所数の割合



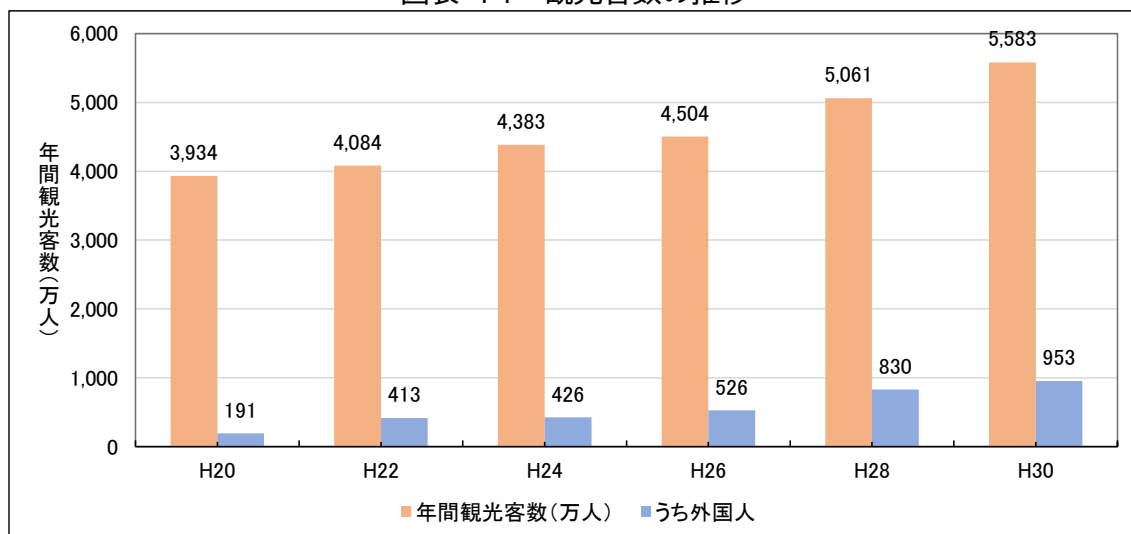
出典：平成 28 年経済センサス活動調査

(3) 観光客数

本区を訪れる観光客数は、平成 30 (2018) 年度は 5,583 万人に達しています。中でも、インバウンド（訪日外国人観光客）は平成 20 (2008) 年度から平成 30 (2018) 年度の間に約 5 倍になっています。

ただし、今後は新型コロナウイルス感染症拡大を起因とする大きな影響が予想されます。

図表 14 観光客数の推移

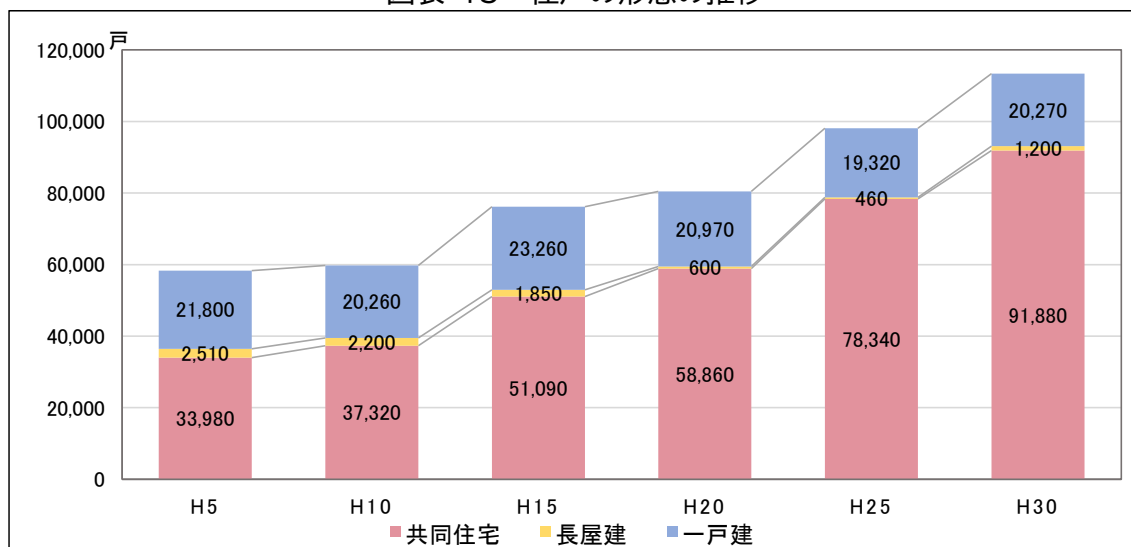


出典：平成 30 年度台東区観光・統計マーケティング調査

(4) 住戸の形態

平成 30 (2018) 年の共同住宅は 91,880 戸で、本区の住宅戸数の約 8 割を占めています。

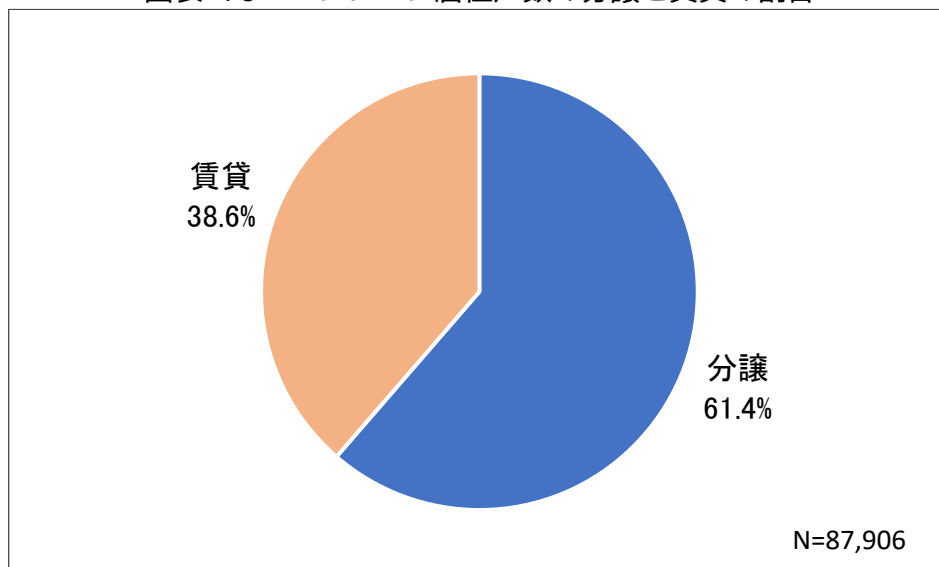
図表 15 住戸の形態の推移



出典：住宅・土地統計調査

なお、平成30（2018）年度に区が実施した「台東区マンション実態調査」によると、マンション（3階建て以上の非木造建築物の共同住宅）の内、分譲マンション戸数は61.4%、賃貸マンション戸数は38.6%となっています。

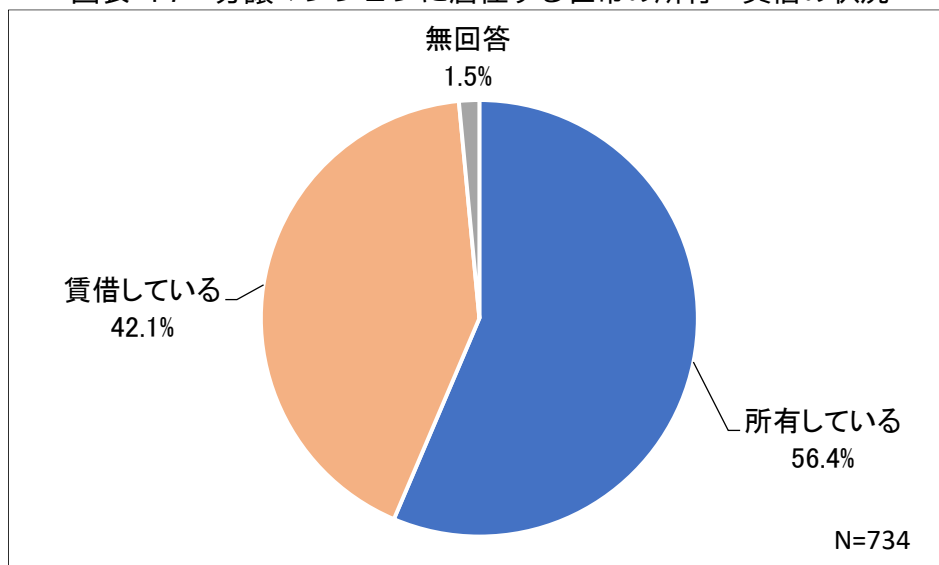
図表 16 マンション居住戸数の分譲と賃貸の割合



出典：平成30年度 台東区マンション実態調査

また、平成30年度台東区マンション実態調査におけるマンション居住者に対するアンケート調査によると、分譲マンションに居住する世帯の内、42.1%が「賃借している」となっています。

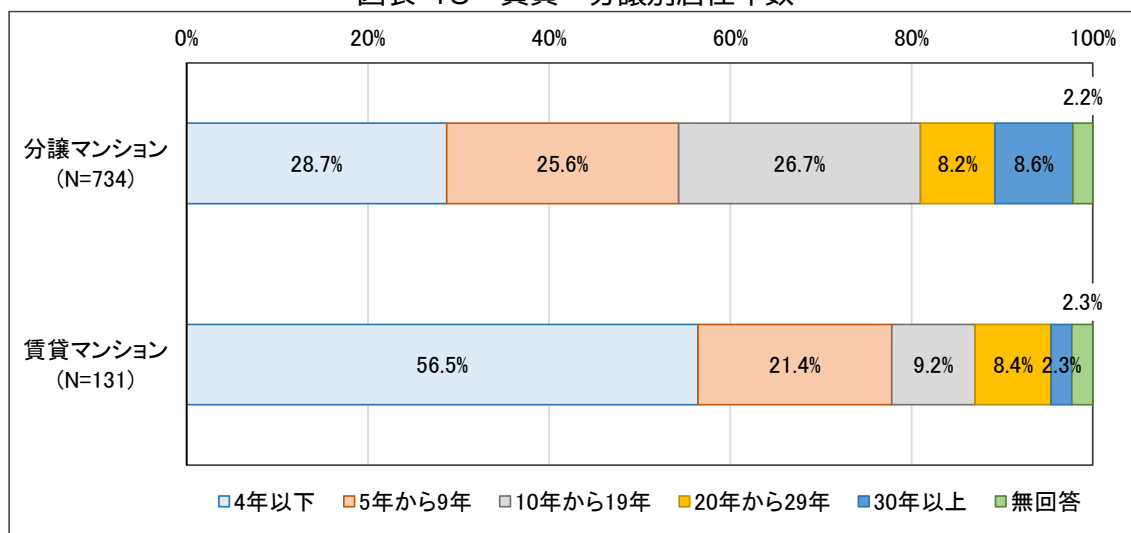
図表 17 分譲マンションに居住する世帯の所有・賃借の状況



出典：平成30年度 台東区マンション実態調査

なお、同調査の回答世帯の居住年数は、分譲マンションでは居住年数が「4年以下」が28.7%と最も多く、次いで「10年から19年」が26.7%、「5年から9年」が25.6%となっています。賃貸マンションでは居住年数「4年以下」が56.5%となり、居住年数が短い世帯が多くなっています。

図表 18 賃貸・分譲別居住年数



出典：平成30年度 台東区マンション実態調査

2. ごみと資源の流れ

(1) ごみの流れ

ごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ）の収集・運搬は区が実施しています。燃やすごみと燃やさないごみは、平成28（2016）年1月から区内全域で戸別収集を行っています。

燃やすごみは、清掃工場に搬入し、焼却等を行っています。

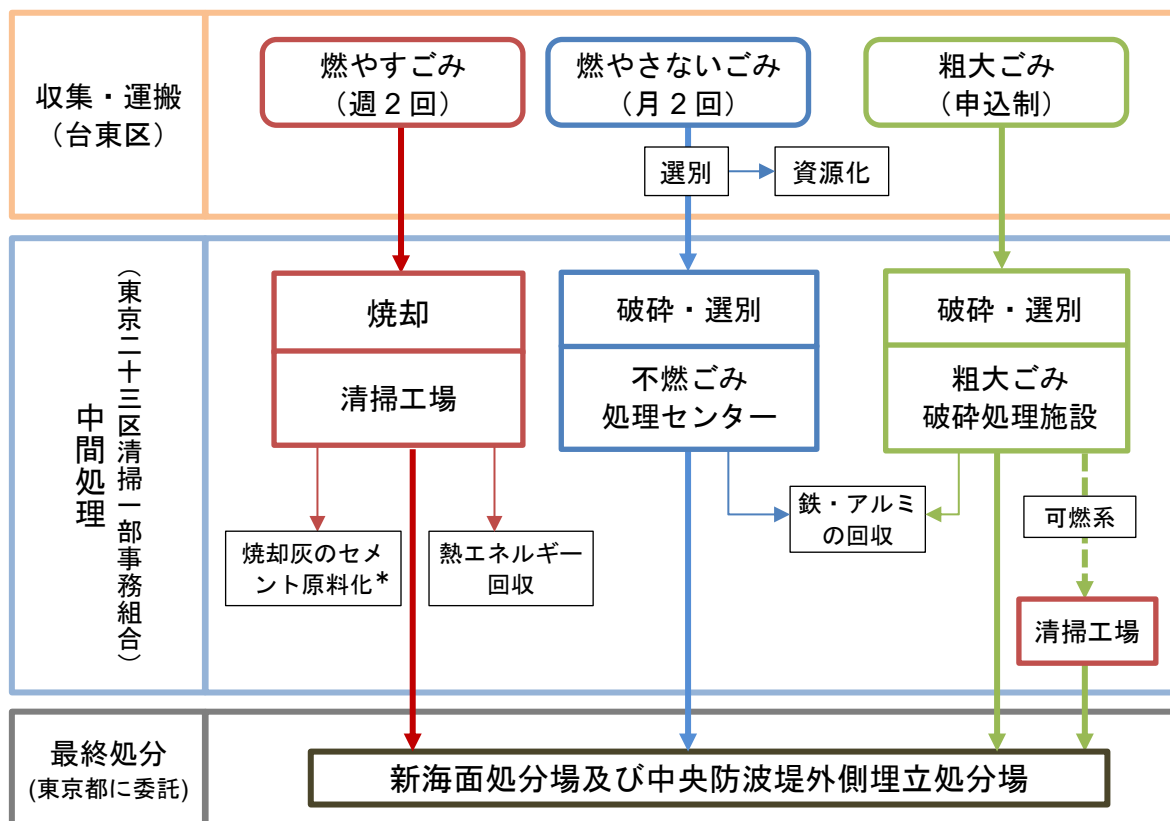
燃やさないごみは、令和元（2019）年8月から全量を民間処理施設に搬入、選別・資源化を行い、残渣は不燃ごみ処理センターに搬入しています。

また、粗大ごみは、粗大ごみ破碎処理施設に搬入しています。

焼却や破碎・選別処理といった中間処理*は、清掃一組の管理・運営のもと、23区の共同処理で実施しています。清掃工場では焼却熱エネルギーを回収し、発電・売電・温水供給等に有効利用しています。また、一部の焼却灰はセメント原料化し有効利用しています。

中間処理後の焼却灰などは、最終的に東京都が設置・管理する新海面処分場及び中央防波堤外側埋立処分場にて最終処分*（埋立処分）しています。

図表 19 ごみの流れ



※一部、これ以外の流れにより、事業者が自己処理する一般廃棄物（事業系持込ごみ）があります。

(2) 資源の流れ

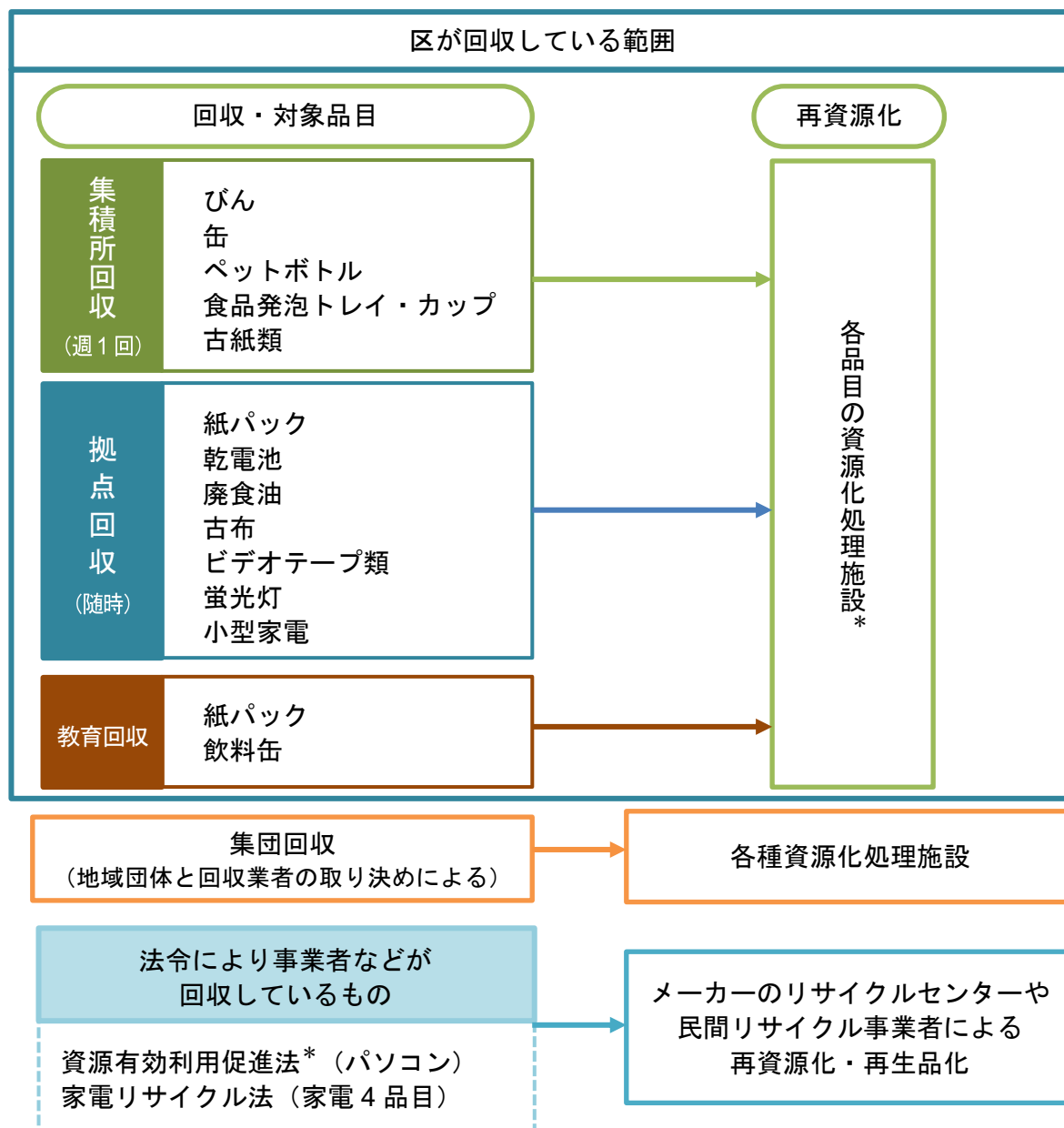
本区では、集積所で「びん」「缶」「ペットボトル」「食品発泡トレイ・カップ」「古紙類」の5品目を週1回分別回収しています。回収後は民間施設で資源化処理を行っています。

また、区民事務所や生涯学習センターといった区有施設などで、紙パックや古布類、廃食油等の拠点回収を実施しています。

地域団体の自主的な活動である集団回収に対しては、報奨金や作業補助用具の支給などの支援を行っています。

区内の小中学校においては、紙パックや飲料缶の教育回収を行っています。

図表 20 資源の流れ



※一部、これ以外の流れにより、事業者が自己処理する資源（一般廃棄物）があります。

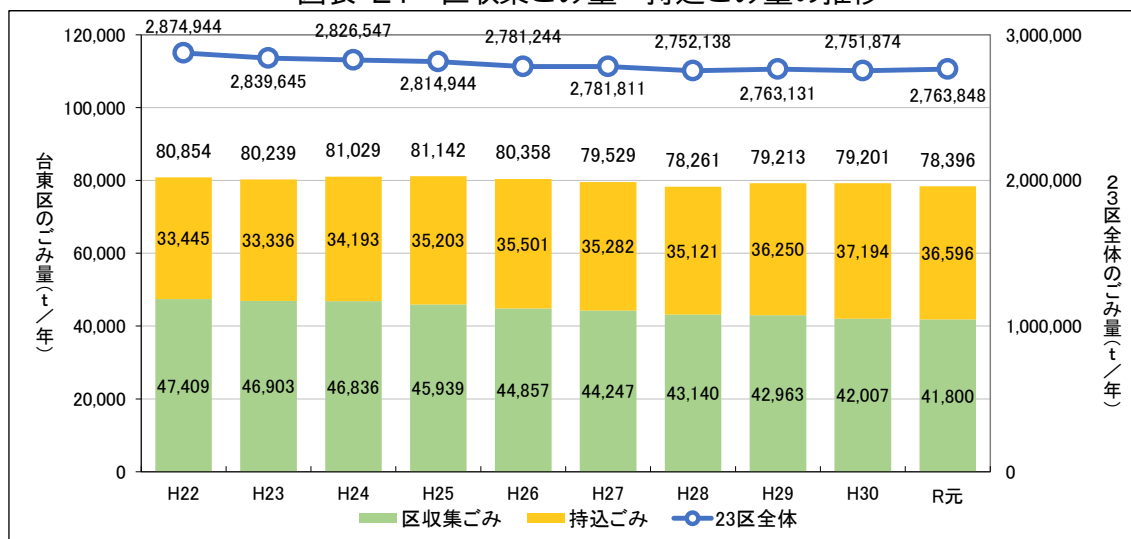
3. ごみ・資源の排出状況

(1) ごみ量・資源回収量の推移

①年間のごみ収集量

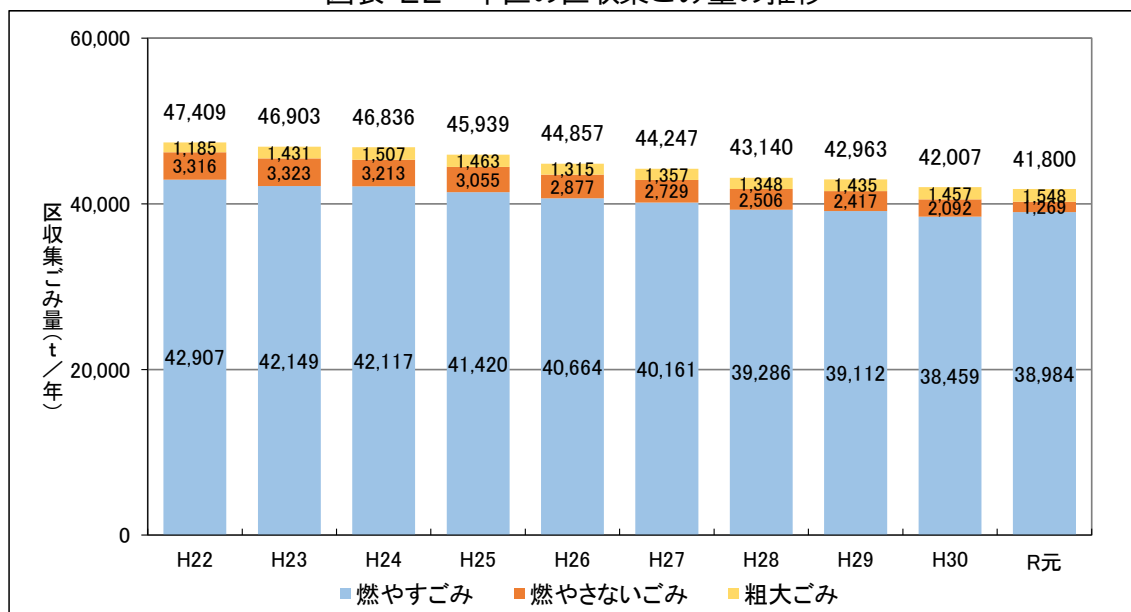
本区の区収集*ごみと持込ごみ*（事業系ごみ）を合わせたごみ総排出量は、8万t前後の横ばい傾向で推移しています。

図表 21 区収集ごみ量・持込ごみ量の推移



本区の区収集ごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみは減少傾向で、粗大ごみは増加傾向にあります。人口増にも関わらず、全体として緩やかな減少傾向にあります。

図表 22 本区の区収集ごみ量の推移

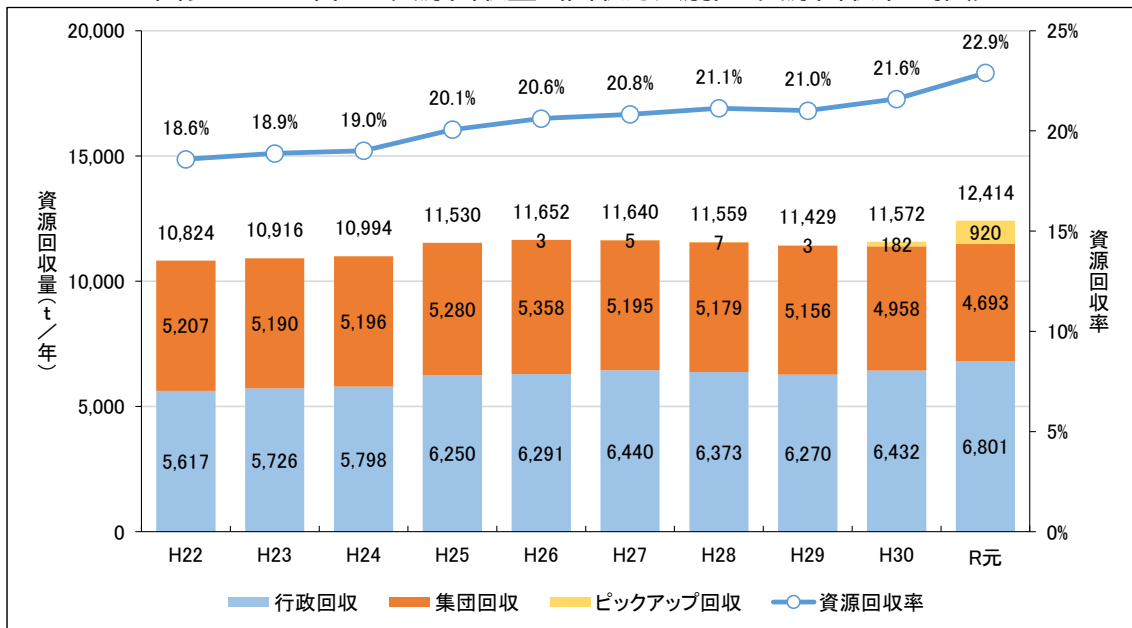


②年間の資源回収量と資源回収率

資源回収量は、平成 26(2014)年度をピークに微減傾向が続いていましたが、平成 30(2018)年度以降は、燃やさないごみの選別・資源化事業（ピックアップ回収）開始などにより増加に転じています（図表 23）。

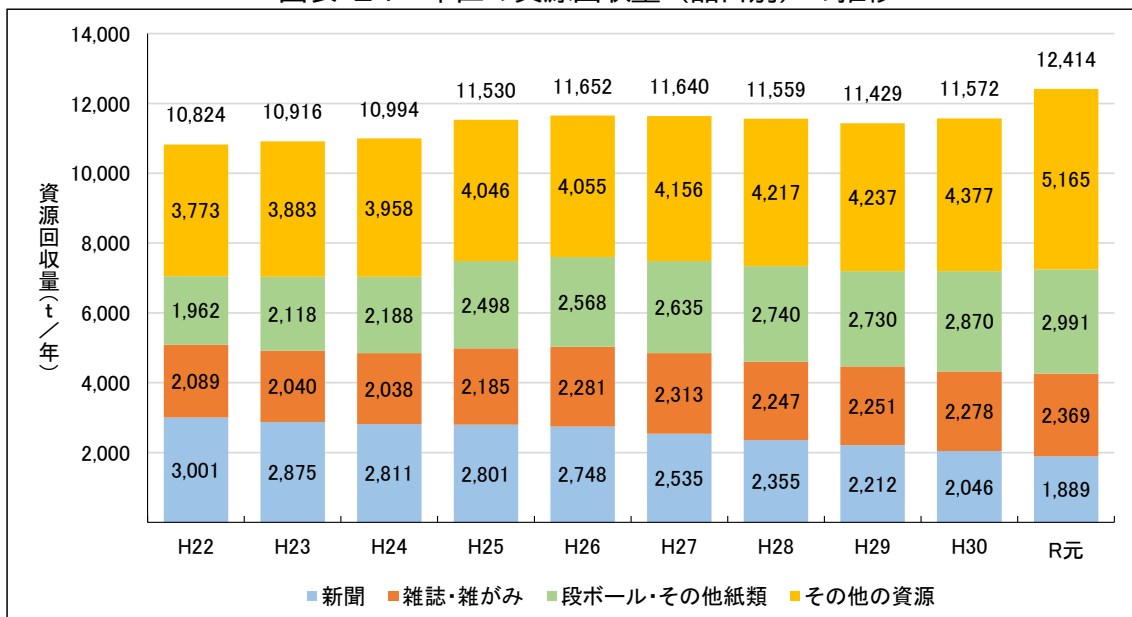
資源回収量を品目別に見ると（図表 24）、新聞の減少が著しく、令和元(2019)年度の回収量は平成 22(2010)年度の3分の2以下になっています。

図表 23 本区の資源回収量（回収方法別）・資源回収率の推移



$$\text{※ 資源回収率(\%)} = \frac{\text{資源回収量(t)}}{\text{区収集ごみ量(t)} + \text{資源回収量(t)}}$$

図表 24 本区の資源回収量（品目別）の推移



(2) ごみ・資源の排出特性

①家庭から発生するごみ・資源

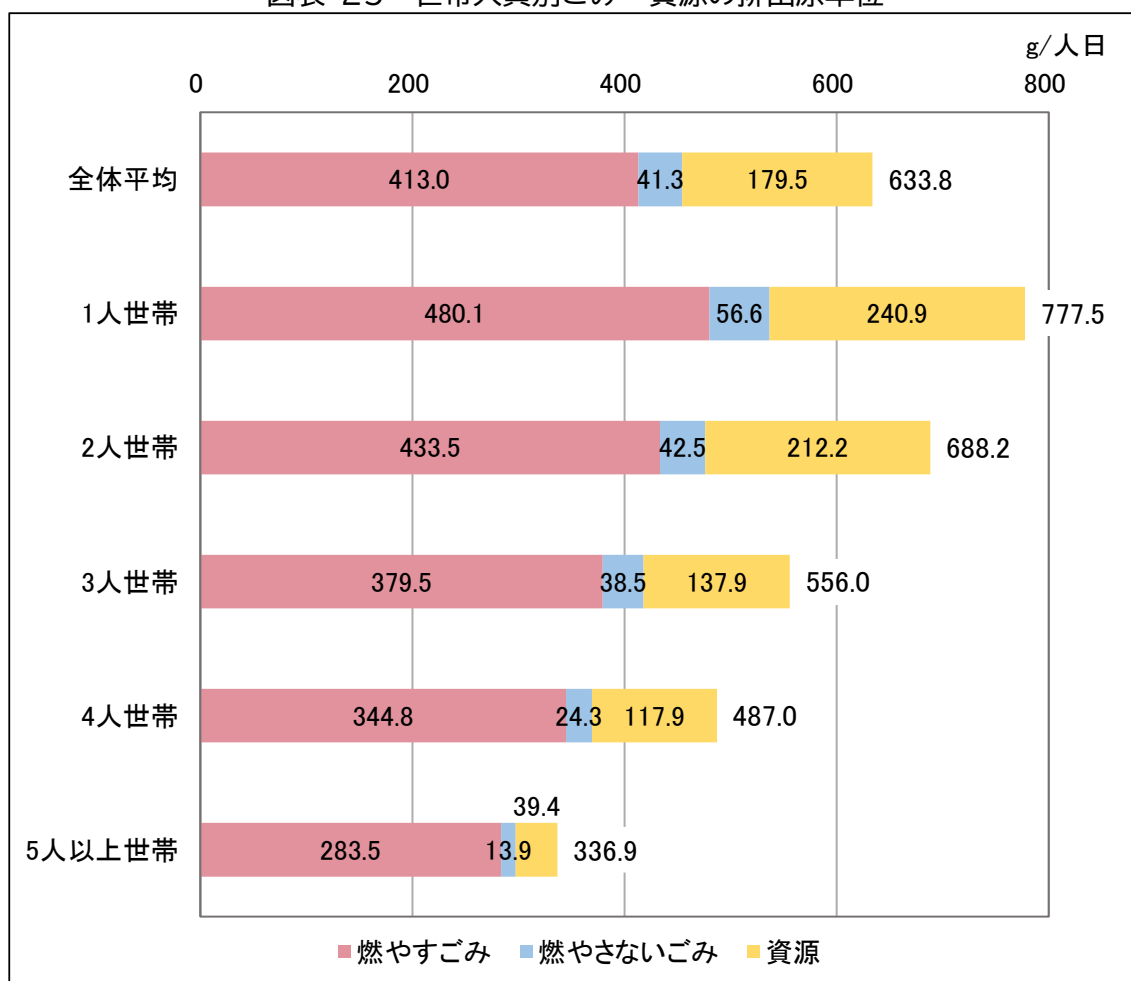
ア) 1人1日あたりの平均排出量（排出原単位*）

「令和元年度 台東区廃棄物排出実態調査」（以下「令和元年度排出実態調査」という。）の結果によると、家庭から発生する世帯人員別ごみ・資源の排出状況は、下図のとおりとなります。

1人1日あたりの平均排出量は、633.8g/人日となっています。その内訳は、燃やすごみ 413.0g/人日、燃やさないごみ 41.3g/人日、資源 179.5g/人日です。

世帯人員別に見ると、1人世帯（単身世帯）が最も排出原単位が多く、777.5g/人日となっています。排出原単位は世帯人員が多くなるほど少なくなる傾向にあります。

図表 25 世帯人員別ごみ・資源の排出原単位



出典：令和元年度 台東区廃棄物排出実態調査

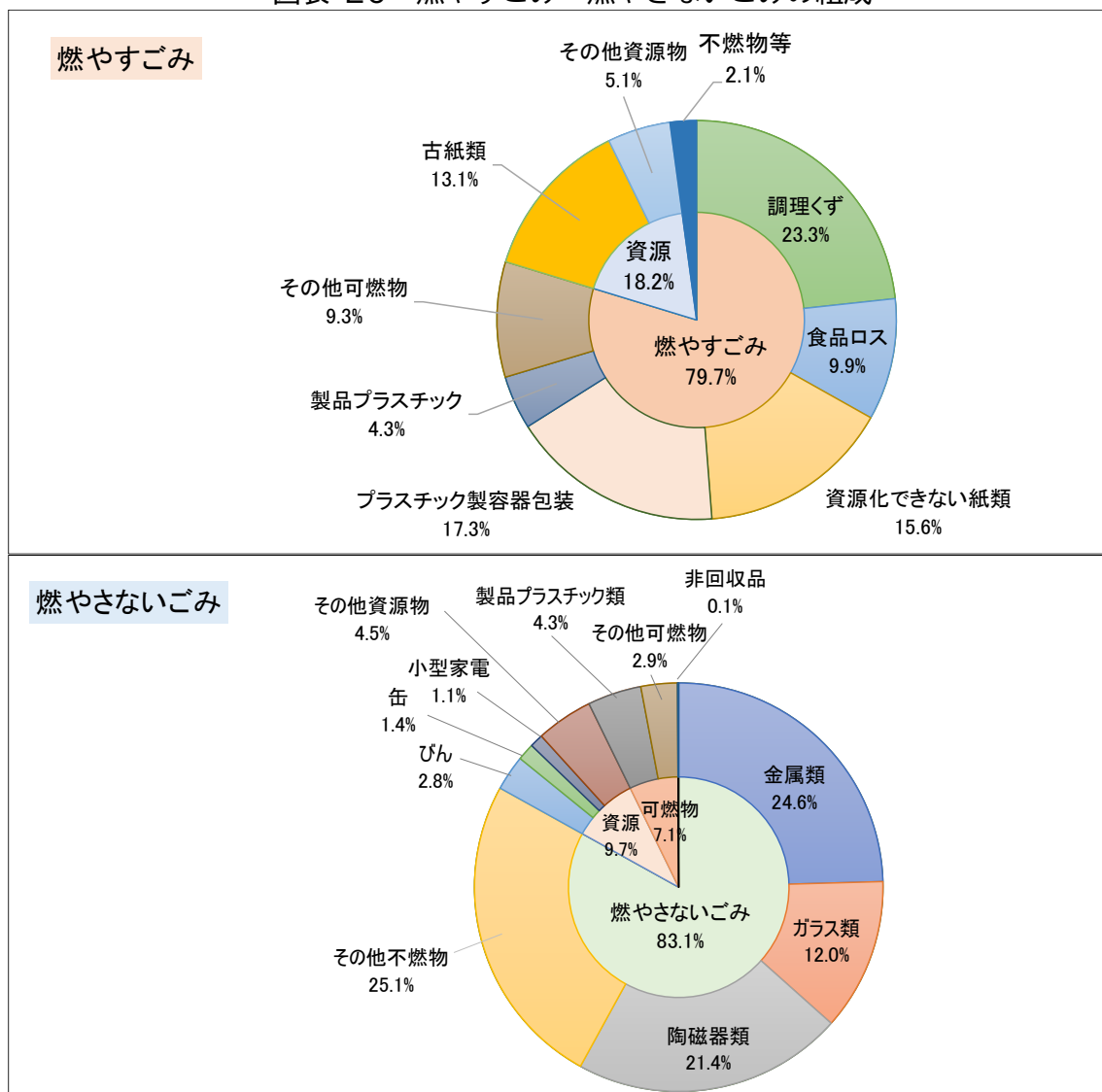
イ) 家庭ごみ*の組成

令和元年度排出実態調査によると、燃やすごみの中には、手を付けず廃棄されたり食べ残されたりした「食品ロス」が9.9%含まれていました。また、資源化対象の食品発泡トレイ・カップを除くプラスチック製容器包装*が17.3%、製品プラスチックが4.3%となっています。

また、資源回収の対象となっている古紙類やペットボトル、食品発泡トレイ・カップなどの資源の組成割合は18.2%でした。資源の中でも古紙類(13.1%)が最も多くなっています。

一方、燃やさないごみの組成割合は、燃やさないごみ対象品目が83.1%、残りは資源9.7%、可燃物7.1%となっています。

図表 26 燃やすごみ・燃やさないごみの組成



出典：令和元年度 台東区廃棄物排出実態調査
 ※ここでは資源を区が回収している品目に限定しています。

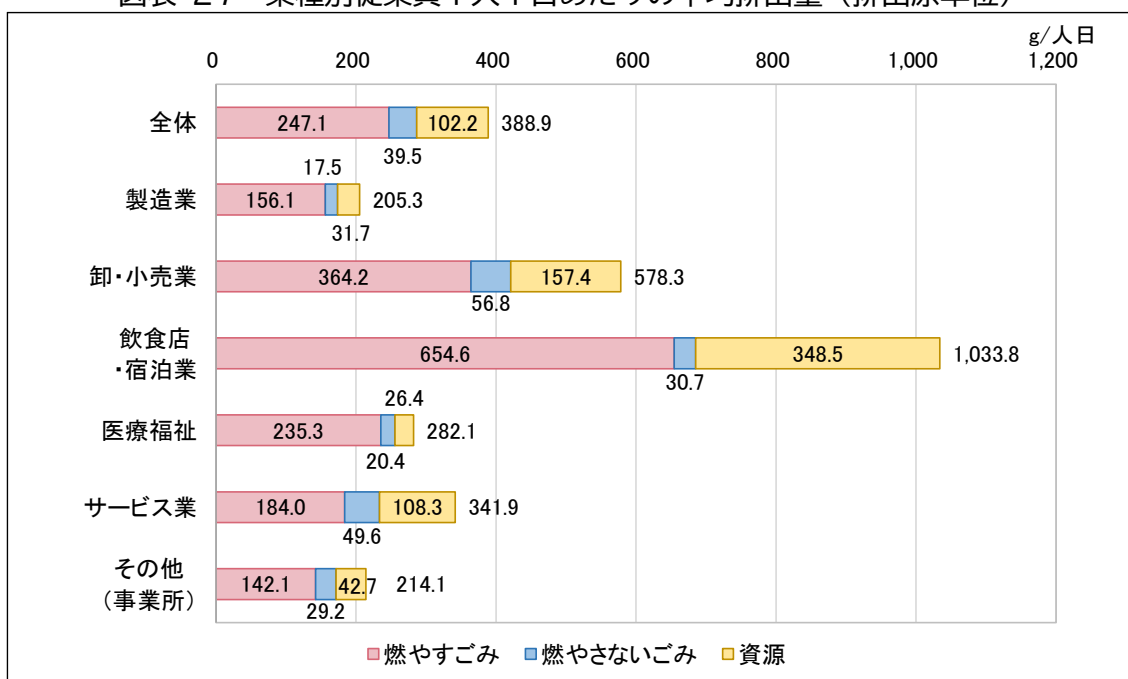
②事業所から発生するごみ・資源

ア) 業種別従業員1人1日あたりの平均排出量（排出原単位）

令和元年度排出実態調査によると、事業所から発生する業種別ごみ・資源の排出状況は図表 27 のとおりとなっています。

従業員1人あたりで見ると、飲食店・宿泊業の排出量が最も多くなっています。

図表 27 業種別従業員1人1日あたりの平均排出量（排出原単位）



出典：令和元年度 台東区廃棄物排出実態調査

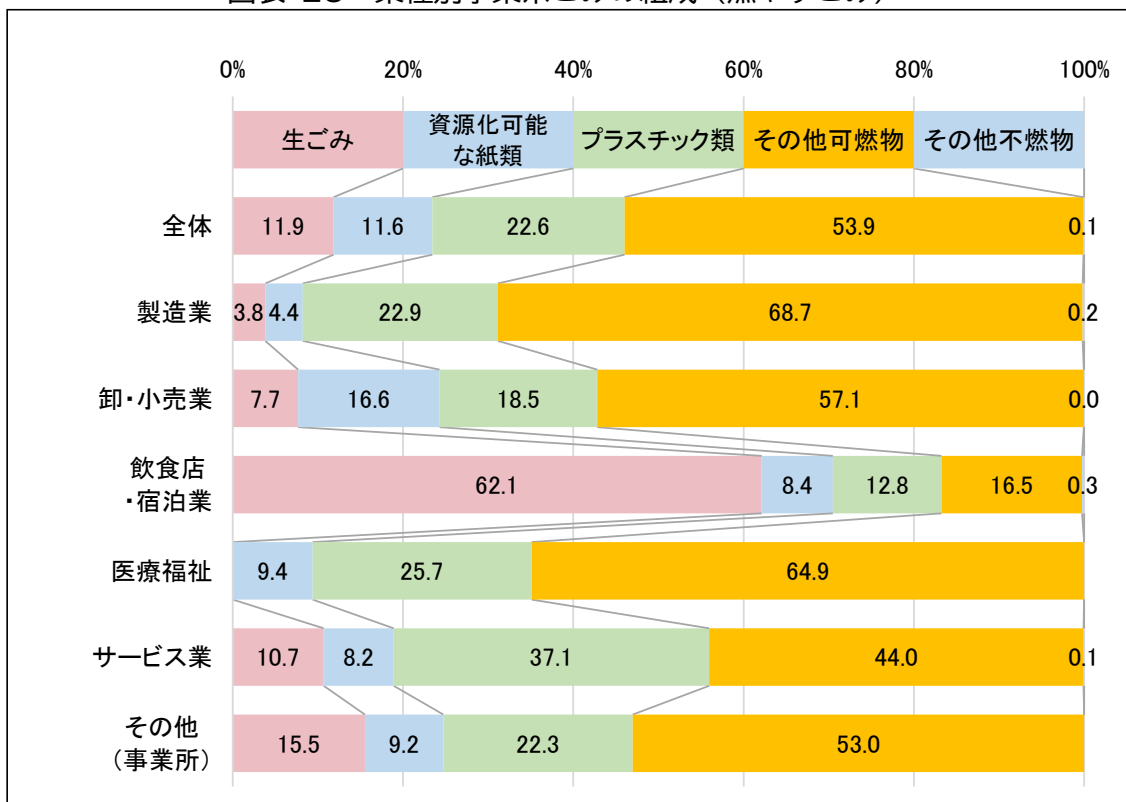
イ) 事業系ごみの組成

事業系ごみの業種別組成を図表 28、図表 29 に示します。

飲食店・宿泊業では、燃やすごみに占める生ごみの比率が特に高く、62.1%となっています。また、OA用紙や段ボールといった資源化可能な紙類は、卸・小売業で高くなっており、16.6%含まれています。プラスチック類については、どの業種においても2~3割程度含まれています。

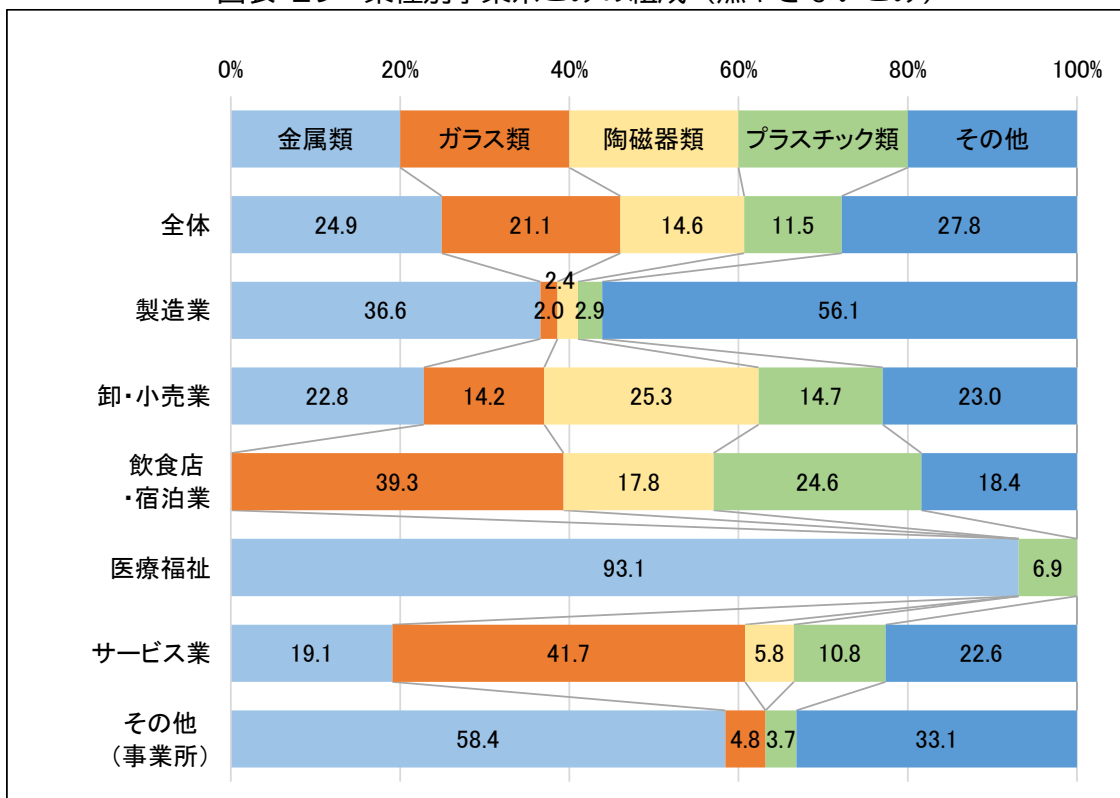
燃やさないごみの組成を見ると、サービス業や飲食店・宿泊業のガラス類、医療福祉の金属類の比率が高くなっています。

図表 28 業種別事業系ごみの組成（燃やすごみ）



出典：令和元年度 台東区廃棄物排出実態調査

図表 29 業種別事業系ごみの組成（燃やさないごみ）



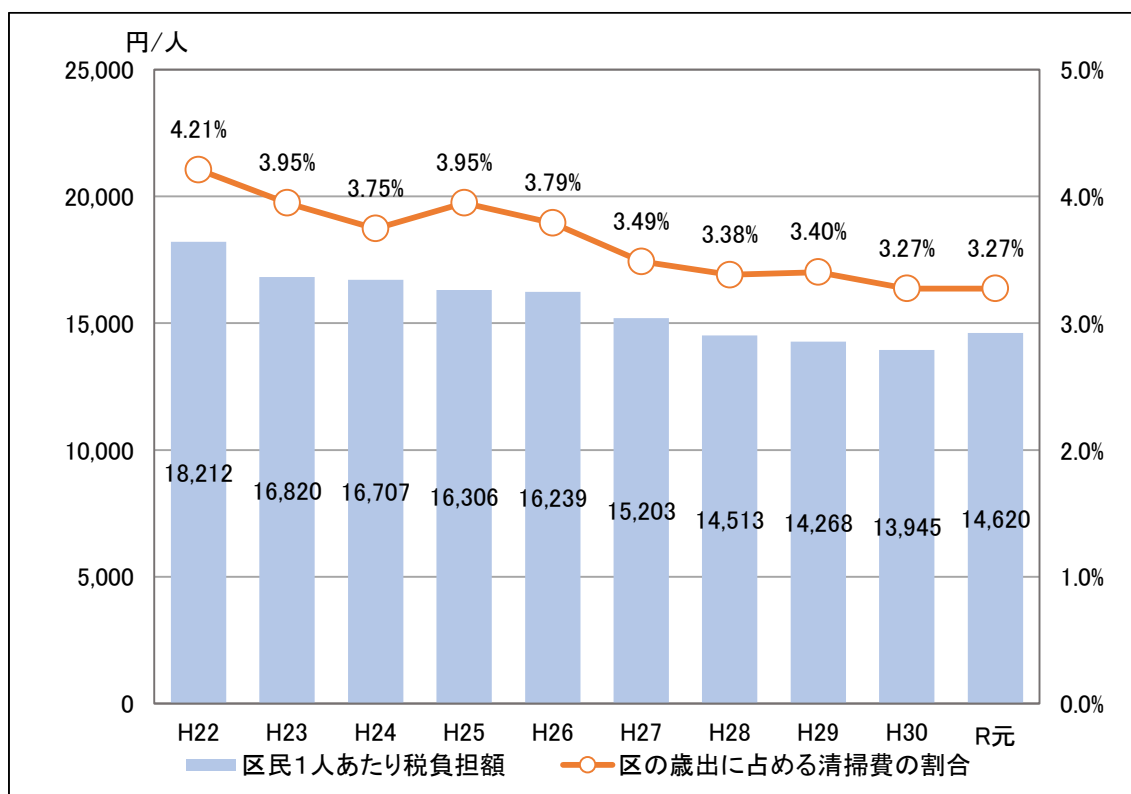
出典：令和元年度 台東区廃棄物排出実態調査

4. ごみ処理費用

平成25（2013）年度以降、清掃・リサイクル事業に要した費用（清掃費）が区の一般会計歳出全体に占める割合及び区民1人あたりの清掃費の負担額は、ともに減少傾向にあります。

図表 30 清掃・リサイクル事業にかかる経費

	一般会計歳出 決算額 (千円) A	清掃費 (千円) B	清掃費の 割合 (%) C=B/A	清掃費に占め る一般財源 (千円) D	人口(外国人 人口含む) (人) E	区民1人あたり 税負担額 (円/人) F=D/E
H22	87,643,579	3,690,476	4.21%	3,275,892	179,876	18,212
H23	88,213,421	3,482,551	3.95%	3,056,083	181,691	16,820
H24	92,705,984	3,472,550	3.75%	3,061,084	183,226	16,707
H25	87,985,345	3,474,194	3.95%	3,031,354	185,904	16,306
H26	92,761,539	3,515,546	3.79%	3,054,615	188,104	16,239
H27	96,205,686	3,353,818	3.49%	2,894,086	190,363	15,203
H28	95,792,933	3,239,048	3.38%	2,793,883	192,510	14,513
H29	95,851,735	3,261,863	3.40%	2,777,041	194,639	14,268
H30	98,869,465	3,236,856	3.27%	2,748,316	197,080	13,945
R元	104,486,822	3,413,518	3.27%	2,924,125	200,003	14,620



出典：清掃リサイクル課資料

5. 前計画の実施結果

(1) 前計画の概要

前計画では、「みんなで作る循環型社会の実現」を基本理念に、基本方針では「3R*+1R^(※)に基づく清掃リサイクル事業の推進」「地域の実情に適応した清掃リサイクル事業の推進」「時代のニーズに対応した柔軟な清掃リサイクル事業の確立」「経済性を考慮した効率的な清掃リサイクル事業の確立」「台東区に住む人、台東区で営む人、台東区を訪れる人全ての協働による清掃リサイクル事業の構築」の5つを掲げました。

また、取り組みを評価するため、「1人1日あたりの区収集ごみ量」と「資源回収率」の2つの数値目標を設定しました。

これらの数値目標を達成するため、5つの基本方針のもと具体的な取り組みとして「発生抑制の促進」「家庭ごみの減量と資源化の促進」「区民がつくる循環型社会への取り組み」「自己処理責任の徹底による事業系ごみの減量と資源化の促進」「事業系ごみの民間収集への移行促進」の5つの方向性を設定し、これらを実現するためさまざまな取り組みを実施しました。

その結果、ごみ量は着実に減少し資源回収率も上昇したことは、区民一人ひとりが意識を持ち、継続してごみの減量とリサイクルに取り組んだ成果であると考えます。

※ “3R+1R”（前計画の基本方針）とは？

前計画では、「3R+1Rに基づく清掃リサイクル事業の推進」を基本方針のひとつに掲げていました。

“3R”（スリー・アール）とは、

【廃棄物等の発生量を減らす】・・・・・・・・リデュース（Reduce）

【補修・修理をしながら繰り返し使用する】・・リユース（Reuse）

【再生して利用する】・・・・・・・・リサイクル（Recycle）

の3つの頭文字を取ったものです。

“1R”のRは、リーズナブルマネジメントの頭文字です。

3Rを進めた上でそれでも残ってしまったものは、適正に管理・処理をしていく必要があります。これをリーズナブルマネジメント（Reasonable Management）と呼んでいます。

(2) 数値目標の達成状況

令和元（2019）年度の区民1人1日あたりの区収集ごみ量は571g/人日で、目標に対する達成率は78.7%となっています。また、23区平均（509g/人日）と比較すると62g/人日多くなっていますが、本区は小規模の事業所が集積しており、区収集ごみの中に事業系ごみが比較的多いことが主な要因と考えられます。

令和元（2019）年度の資源回収率は22.9%で、目標に対する達成率は46.3%となっています。資源回収率については、23区の平均（23.0%）とほぼ同じ水準となっています。

図表 31 目標の達成状況

区分	平成 21 (2009)年度 基準年度	平成 27 (2015) 年度 中間年度		令和元 (2019)年度	令和 2 (2020)年度 最終年度
	基準年度実績	実績	中間目標	実績	最終目標
区民1人1日あたりの区収集ごみ量 (g/人日) []内は23区平均	751	637	634	571 [509]	522
削減率 (%) ※1	-	15.2%	-	24.0%	30.5%
目標に対する達成率 (%) ※2	-	49.8%	-	78.7%	100%
資源回収率 (%) []内は23区平均	18.5%	20.8%	21.6%	22.9% [23.0%]	28.0%
回収率アップ数 ※3	-	2.3	-	4.4	9.5
目標に対する達成率 (%) ※4	-	24.2%	-	46.3%	100%

※1 (実績-基準年度実績)/基準年度実績×100 この数値は目標達成の状況が分かります。

※2 実績削減率/目標達成率×100 この数値は目標達成の進捗が分かります。

※3 実績回収率-基準年度回収率 この数値は目標達成の状況が分かります。

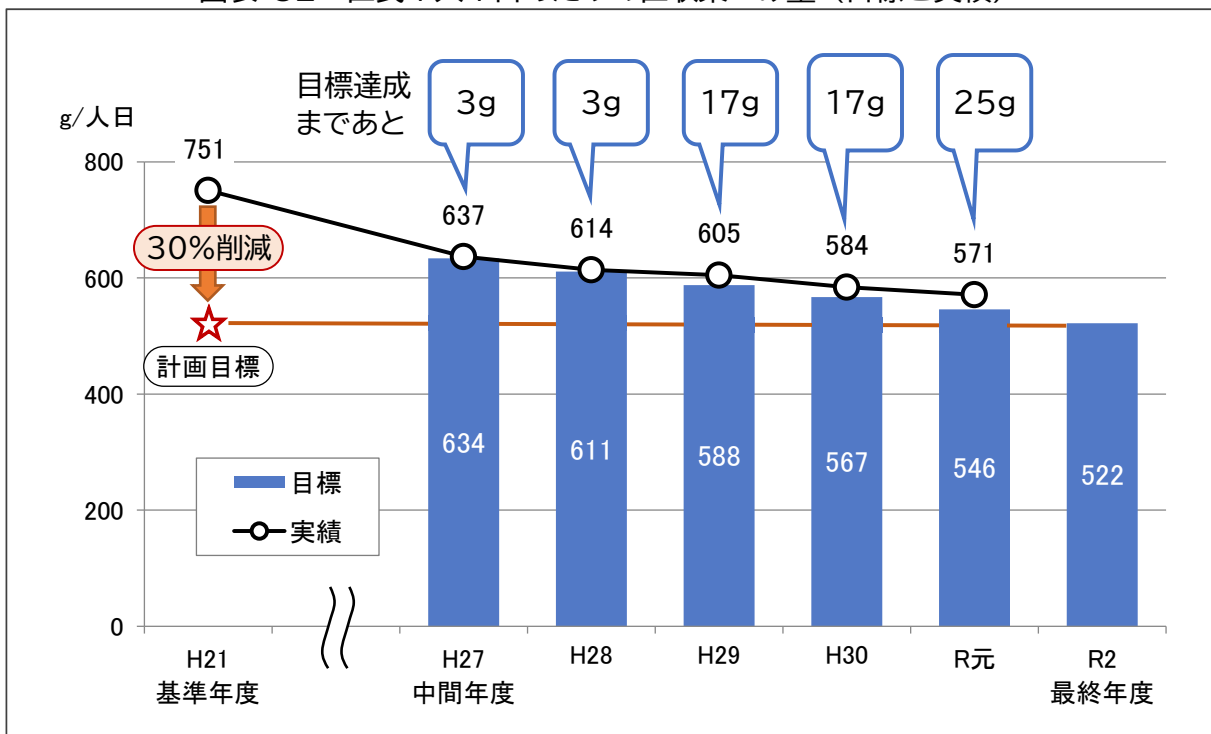
※4 実績回収率アップ数/目標回収率アップ数×100 この数値は目標達成の進捗が分かります。

①区民1人1日あたりの区収集ごみ量

区民1人1日あたりの区収集ごみ量の実績は（図表32）、目標値に及ばないものの、減少傾向は続いています。

戸別収集のメリットを生かし、排出者に直接分別の徹底への協力を働きかけるなどの取り組みにより一定の成果が得られた一方で、1人1日あたりの平均排出量の多い単身世帯の増加などによりごみ減量の効果が鈍化したと考えられます（図表25）。

図表 32 区民1人1日あたりの区収集ごみ量（目標と実績）



$$\text{区民1人1日あたりの区収集ごみ量(g/人日)} = \frac{\text{区収集ごみ量(t)}}{\text{人口(人)} \times 365(366)\text{日}} \times 1,000,000$$

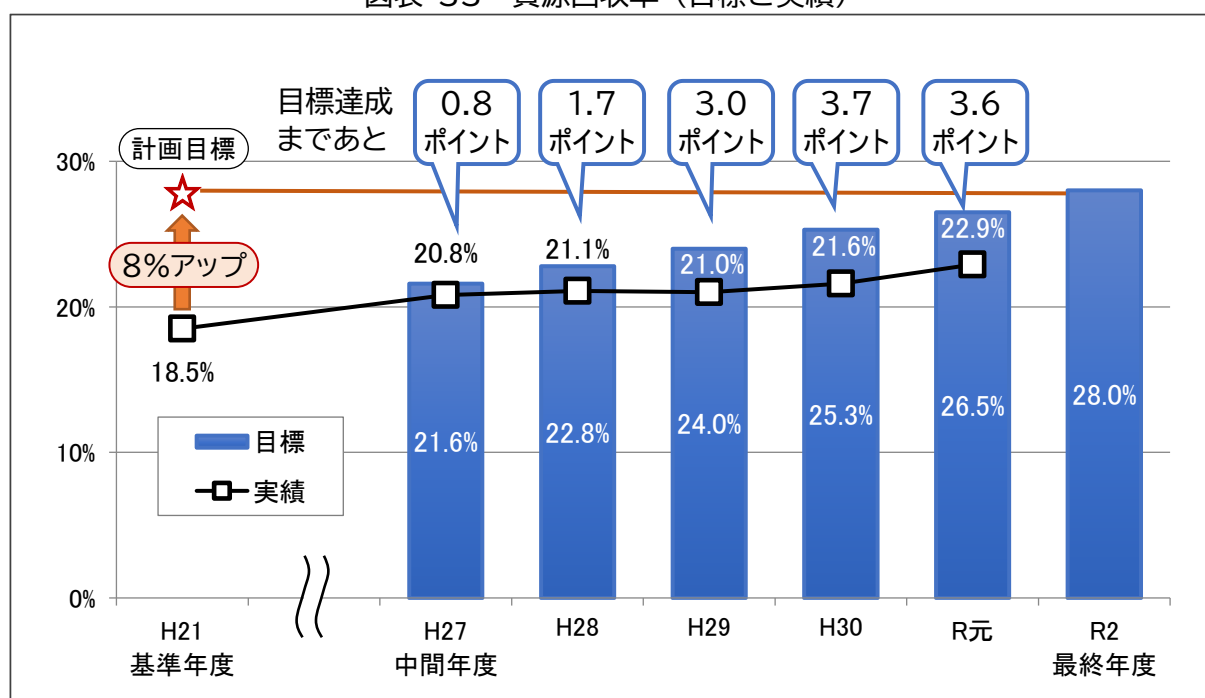
※人口：各年度4月1日人口

②資源回収率

資源回収率は（図表 33）、平成 27（2015）年度以降、目標を下回って推移していますが、平成 30（2018）年 8 月からの燃やさないごみの選別・資源化事業の一部実施や、集団回収時における町会への負担軽減策として「ポイント型集団回収」の導入拡大などにより、令和元（2019）年度は前年度に比べ 1.3 ポイント上昇しました。

また、資源回収率が目標を下回る要因として、資源の中で大きな割合を占める新聞や雑誌の排出量そのものが減っていることや、依然として古紙や雑がみ*類が燃やすごみに、小型家電等の資源回収品目が燃やさないごみに混入されており、分別が徹底されていないことなどが考えられます。

図表 33 資源回収率（目標と実績）



$$\text{※ 資源回収率(\%)} = \frac{\text{資源回収量(t)}}{\text{区収集ごみ量(t) + 資源回収量(t)}}$$

(3) 前計画の成果と課題

①発生抑制の促進

【成果】

「ごみと資源の分け方・出し方」の発行や「ごみ出しカレンダー」の全戸配布、ホームページなどを活用し、ごみ減量・リサイクルに関する情報を積極的に提供してきました。

環境（エコ）フェスタや環境ふれあい館まつりなどのイベント時や出前講座において、ごみの発生抑制の重要性や3Rに関する普及啓発に取り組みました。

また、マイバックの利用やリユース食器の貸し出しなどの普及に努めました。

平成29（2017）年度から食品ロス削減講座を実施し、平成30（2018）年度には、NPO等との協働提案事業として台東区オフィシャルサルベージ*・プロデューサーの育成講座やサルベージ・クッキング教室の開催など啓発活動を行ってきました。令和元（2019）年度は、食品ロス削減を地域で広めていくことができる人材の育成を目的に特化した講座を実施しました。

また、食品ロス削減の啓発ポスターなどを作成し、区内飲食店や小売店等への啓発活動を展開してきました。

【課題】

令和元年度排出実態調査によると、燃やすごみの中に資源化可能な品目（紙類等）が18.2%含まれていることから、ごみの減量を図るには、さらなる分別の徹底が必要であり、その実現に向けて効果的な広報手段を検討する必要があります。

外国人居住者が増加する中で、分別・ごみ出しルールなどは、言語や習慣の違いを踏まえ、適切に周知することが必要です。

食品ロス削減に向けた取り組みを体系的に整理し、効果的に進める必要があります。

高齢化や単身世帯の増加等によって生じる清掃・リサイクル活動の地域の担い手不足への対応を検討していく必要があります。

②家庭ごみの減量と資源化の促進

【成果】

集団回収活動の支援策として、「ポイント型集団回収」の導入拡大を平成 26（2014）年度のモデル実施から平成 30（2018）年度にかけて各町会に対して展開してきました。この方式により町会の負担軽減や資源回収量の増加が図られ、活動を休止していた町会が再開するなど一定の成果をあげてきました。

下落する再生資源の流通価格に応じて、令和 2（2020）年 7 月から集団回収の回収事業者に対して、通常の支援金に新たな加算措置を行いました。

平成 25（2013）年 10 月から使用済み小型家電の拠点回収を開始しました。

「水銀に関する水俣条約」の発効などを受け、東京都が管理する埋立処分場では令和元（2019）年度末をもって水銀を含有する廃蛍光管等の埋め立てを終了しました。それに先立ち平成 30（2018）年 8 月から廃蛍光管等のみならず燃やさないごみの一部を、令和元（2019）年 8 月からは全量を民間処理施設に搬入し、選別・資源化することで、ごみの減量、運搬距離の短縮等による環境への負荷低減、さらには埋立処分場の延命化に努めてきました。

【課題】

再生資源の輸出相手国の輸入規制の強化に際し、輸出に依存していた古紙類などの流通価格の動向を注視し、特に影響を受けやすい地域団体の自主的なリサイクル活動については、継続して支援する必要があります。

令和元（2019）年 10 月に食品ロス削減推進法が施行されたことから、特に家庭における食品ロス削減により、燃やすごみの減量を図ることが必要です。



【燃やさないごみの資源化事業】

③区民がつくる循環型社会への取り組み

【成果】

区内一部の地域で行われていた戸別収集を平成 25（2013）年度から順次拡大し、平成 28（2016）年 1 月から区内全域で実施しています。きめ細やかな分別指導により、適正排出の徹底のほか、ひと声収集など地域の見守り機能のひとつとしても効果を発揮してきました。

平成 19（2007）年 10 月から、プラスチック製容器包装の一部である食品発泡トレイ・カップを資源品目として回収をしてきました。

【課題】

令和元年度排出実態調査によると燃やすごみの中に含まれるプラスチック製容器包装が 19.2%（※）、製品プラスチックをあわせると 23.5%を占めています。

さらなるごみの減量を促進するためには、プラスチック製容器包装に加え、製品プラスチックの分別収集について検討する必要があります。

また、依然として古紙や雑がみ類が、燃やすごみに混入されていることから、分別の徹底、特に雑がみの資源化を促進する必要があります。

今後の啓発活動には、ICT*（情報通信技術）の活用などを積極的に取り入れる必要があります。

※ 資源として回収されている食品発泡トレイ・カップを含む。



【戸別収集の様子】

④自己処理責任の徹底による事業系ごみの減量と資源化の促進

【成果】

多量のごみ・資源を排出する事業用大規模建築物*の所有者に対して、事業系ごみの減量と資源化を促進するため、再利用計画書の提出を求めるほか、講習会や立入検査を行い、適正な廃棄物管理体制の整備に努めてきました。

中小規模の事業者は、ごみ・資源の減量及び分別の徹底を実施したうえで、民間収集運搬業者への委託、または事業系有料ごみ処理券*を適正に貼付して排出する責任があります。戸別収集の特性を生かして、きめ細やかな指導を行うことにより、排出者責任*の徹底に努めてきました。

【課題】

事業系ごみは増加傾向にあります。本区は「卸売業、小売業」が35%、「宿泊業、飲食サービス業」が15%を占めており、従業者数の規模では、4人以下の事業所が57%を占め、20人未満の事業所を合わせると9割に及びます(図表12、図表13)。従業者1人1日あたりの平均排出量は、「飲食店・宿泊業」が最も多い状況です(図表27)。

今後、業種や規模に特化するなど区内にある事業所の特性に応じた排出指導を行う必要があります。

外国人の経営者も増えており、多言語等で指導する体制についても検討が必要です。

⑤事業系ごみの民間収集への移行促進

【成果】

区収集を利用している排出事業所に対して、事業系ごみの排出ルールをまとめたパンフレットを作成し、民間の収集運搬業者の活用について情報提供を行うことにより、民間収集への移行促進に取り組んできました。

事業所の資源リサイクルの促進として台東リサイクル事業協同組合による「台東オフィスリサイクルシステム」の支援を行ってきました。

【課題】

独自で民間収集運搬業者と契約を締結することが難しい小規模事業所が、民間収集に移行できる仕組みを検討していく必要があります。

排出事業者の実態に応じて課題を整理し、区収集に排出可能な日量の上限の見直しについて、検討する必要があります。

⑥清掃事業の管理運営

【成果】

環境負荷の低減のため、区の収集・運搬車両（小型プレス車）を購入する際には、ハイブリッド車の導入を進めており、導入率は平成 29（2017）年度の 20% から令和元（2019）年度には 56%になりました。

区内薬剤師会の協力のもと、平成 20（2008）年度から在宅医療による使用済み注射針の適正処理の体制の確保に努めてきました。

自然物であるため廃棄物として処理することができない家庭から排出される園芸用土については、適正な処理を促し、再生して利用するため、平成 28（2016）年度から毎月第 4 土曜日の定期回収と、イベント（環境（エコ）フェスタ）開催時に回収を行ってきました。

【課題】

度重なる自然災害や今後発生が予測される首都直下地震、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の拡大時においても、安定した収集・運搬作業が継続してできる体制を構築する必要があります。

災害時に発生した廃棄物に対する必要な事項については、台東区地域防災計画で定めているところですが、仮置場の設置・運営や関係団体等との協力・連携など、より具体的な事項を取りまとめ、その情報を平時から区民・事業者・区が共有する必要があります。



【被災地への職員の派遣】